

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1 時 1 5 分 令和 8 年 6 月 1 0 日 (水) 至 午後 3 時 4 0 分	
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公 安 委 員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第 1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、通信庶務課長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 捜査部門と警務部門との連携による被疑者取調べ監督の強化

警務部長から、

近年、取調べを含めた警察捜査に対する厳しい司法判断が相次ぐ中、昨年中の全国における監督対象行為は、15事案19件と大幅に増加し、過去5年間に於いて最多となったことから、取調べの適正化に向けて捜査部門と警務部門が連携し、各種教養など実効ある取組を推進するもの。

(1) 現状

ア 全国の監督対象行為の類型別発生状況

○ 発生件数

- ・ R 7 15事案19件 過去5年間で最多
- ・ R 8. 5月末 5事案 6件 多発傾向が継続

○ 監督対象行為の主な類型

- ・ 一時的な激昂により対象者に不安を覚えさせる行為
- ・ 便宜供与に関する行為

※ 令和7年中の全国の被疑者取調べ件数：約110万7千件

イ 県内の監督対象行為の類型別発生状況

平成26年以降、監督対象行為の該当事案なし

※ 令和7年中の県内の被疑者取調べ件数：約1万2千件

(2) 実施状況

○ アンガーマネジメント研修(5/25)及び危機管理研修(5/28)における被疑者取調べの適正化に関する教養

○ 各警察署の巡察時における捜査担当課長、警務課長、留置管理課長に対する集合教養及び捜査員に対する個別教養

○ 効果的な取調べ状況の確認(視認率の向上)

○ 取調べに関する不適正事案認知時における情報共有

○ 監督対象行為の絶無に向けた教養資料の発出

(3) 今後の方針

- 取調べ適正化に係る捜査・留置・監督部門三者協議会の開催
- 巡察時における集合教養を継続実施し、取調べ監督制度の浸透を徹底
- 専科・任用科生に対する教養

旨の説明があった。

今村委員から、「取調べは特殊な環境下で行われるものであり、捜査員は大変な忍耐力を要すると思う。アンガーマネジメント教養や、危機管理研修は最低限必要であると考え。ところで新任捜査員に対し、専科等においてロールプレイングは実施しているのか。教養により知識は習得していると思うが、自らのセルフコントロール能力を試す機会も必要である。より具体的な分析や経験の積み重ねが重要であると考え。」旨の発言があり、刑事部長から、「刑事部では、取調べ技能専科においてロールプレイングを実施しており、実際の取調べを想定した訓練を行うことで不適正な取調べの絶無を図っている。」旨の説明があった。

弘永委員から、「取調べは様々な相手方に対応する必要がある、難しい業務であると想像する。私自身も社員に対して指導等を行う際は、感情的にならず冷静な対応を心掛けている。経験や研修、ロールプレイング訓練は重要だと思う。場数を踏むことで身につく部分もあると思うが、警察の現場では適正さが重要であるため、今後も訓練を重ねて取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「適正な捜査の重要性については、DNA鑑定や交通取締りに関する事案が度々報道されていることから、その重要性を強く感じている。不適正な事案が報道されれば警察への信頼を損なうこととなる。取調べについては人権問題とも絡んでくるため、人権にも配慮しつつ適正な捜査をしていただきたい。以前から監督対象行為の制度があることは知っていたが、公安委員に就任してから適切に運用されていることが分かった。監督機能による牽制も重要であるため、今後も監督機能を十分に発揮しながら適正な取調べをお願いしたい。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理官から、本日の出席者4名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における陳述内容について説明を受けて審議し、量定どおり処分決定した。

そのほか意見の聴取等欠席者8名の処分を決定し、1名を再呼び出しとした。

(2) 苦情の申出の受理（2件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた2件の苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(3) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

(4) 運転免許関係事務委託の公示

運転免許課長から、令和8年度運転免許関係事務委託の公示について説明を受け、決裁した。

(5) 苦情の回答に関する質問に対する調査結果及び回答

交通指導課長から、令和8年3月4日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦

情の回答に関する質問について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(6) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

人身安全・少年課長から、令和8年4月8日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、地域企画課長から、令和8年4月15日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出についてそれぞれ調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

2 報告概要

(1) 令和8年度山口県留置施設視察委員会委員の任命状交付式の実施

留置管理課長から、令和8年度山口県留置施設視察委員会委員の任命状交付式について、説明を受けた。

(2) 監察関係業務報告

監察官室長から、5月中の警察本部長宛てになされた苦情の処理状況及び6月県議会で報告する損害賠償事案について、それぞれ報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官及び装備管理官から、監察案件について報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。